

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部建築課 No.089

処 分 名	興行場等に関する認定
処 分 の 概 要	興行場等について、条例の規定によるもののほか、安全上及び防火上支障がない場合の認定を行います。
根拠条例等・条項	埼玉県建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 37 号）第 56 条
審 査 基 準	認定の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「安全上及び防火上支障がない」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	認定の実績等がないため示すことができません。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	

■埼玉県建築基準法施行条例

第五十六条 この節の規定は、次節の規定によるもののほか、知事が安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋